

平成27年10月5日から社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) がスタートします！

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始に伴い、平成27年10月から順次、住民票を有するすべての方にマイナンバーが記載された通知カードが送付されます。マイナンバーは一生使うものですので、大切にしてください。

【通知カード】

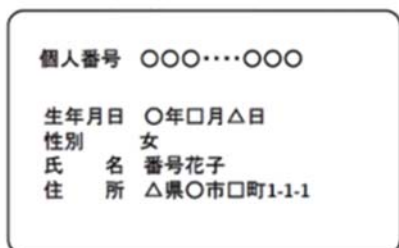
・住民票の住所に通知カードが簡易書留で送付され、すべての方に一人一つの番号（12桁）が通知されます。

※通知を確実に受け取りいただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、住所変更の手続きをお願いします。

・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、役場窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。（申請は任意。）

・マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

※通知カードイメージ



マイナンバーは一生使うことになるよ。
大切にね。

やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることが出来ない方は居所情報登録申請書を住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください。**(8月24日(月)～9月25日(金)必着)**

※申請が必要な方

- ・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、役場窓口（住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課）、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/）などで入手またはダウンロードできます。

【個人番号カード】

- ・通知カードと一緒に、個人番号カードの交付申請書が送付されます。

- ・通知カードを受け取った後、希望する方は個人番号カードの申請をすることができます。
 - ・個人番号カードの交付は平成28年1月以降となります。
交付の準備が整い次第、申請者へはがきにて通知し役場窓口（住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課）で交付します。
 - ・カードには、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号・有効期間等が記載され、本人確認書類として利用できます。
 - ・e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書が標準搭載されます。
 - ・初回発行手数料は無料です。（電子証明書代含む。）
- ※住民基本台帳カードと個人番号カードとの重複所持はできません。

※個人番号カードイメージ



マイナンバーに関する疑問・質問は【マイナンバーコールセンター】へ
【日本語窓口】

0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

【外国語窓口 in English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese】

0570-20-0291（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：平日9時30分から17時30分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。）
※ナビダイヤルは通話料がかかります。

平成27年度北方領土の日特別啓発期間の実施について

『絶やさない 熱い世論で 四島（しま）返還』

北海道では、国民の悲願である北方四島（歯舞・色丹・国後・択捉）の早期返還の実現を目指し、世論の結集を図るため、平成27年8月1日から8月31日までの期間で「北方領土返還要求運動強調月間」を展開することとなっておりますので、道民みなさまの積極的なご支援とご協力をお願いします。

なお、この期間中、役場本庁、日高総合支所、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所窓口に返還署名コーナーを設置いたしますので、特段のご協力をお願いします。

（北方領土に関するホームページもご利用ください。 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）



北方領土返還要求運動のシンボルの花「千島桜」